十六　加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
十七　［略］
十八　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
十九　［略］

2　法第二十二条の八第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二十二条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［略］
五　［略］
六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
(1)～(5)　略
(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　［略］
七　［略］
八　［略］
九　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
十　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
［十一・十二　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。
［号を加える。］
二十一　［同上］
二十二　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十三　［同上］

2　［同上］

一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］
六　［同上］
七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)～(5)　同上
(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
［十一・十二　同上］
十三　加工施設の巡視及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。
十四　加工施設の施設定期自主検査に関すること。
十五　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
十六　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十七　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］